

岡崎市空き家改修事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡崎市空き家改修事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において、空き家の改修を行う者に交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、空き家の有効活用を行うことにより、地域コミュニティ維持・再生等を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち工作物及び敷地を除いたものをいう。
- (2) 中山間地域 岡崎市中山間地域活性化計画で規定する次に掲げる小学校区をいう。ただし、市街化区域は除く。
 - ア 生平学区
 - イ 秦梨学区
 - ウ 常磐南学区
 - エ 常磐東学区
 - オ 常磐学区
 - カ 恵田学区
 - キ 奥殿学区
 - ク 豊富学区
 - ケ 夏山学区
 - コ 宮崎学区
 - サ 形埜学区
 - シ 下山学区
- (3) 移住・定住 当該空き家に住民票を移す直前に連続して5年以上岡崎市に居住しておらず、当該空き家に住民票を移した後、10年以上継続して居住することをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）

は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 次のア、イのいずれかに該当する者であること。

ア 空き家の所有者。ただし、当該空き家の所有者が複数人いる場合は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行うことについて、他の所有者全員の同意を得なければならない。

イ 空き家の所有者（所有者が複数人いる場合は、所有者全員）の同意を得て、補助事業を行う借入者。

(2) 岡崎市税を滞納していない者であること。

(3) 岡崎市暴力団排除条例（平成23年条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助の対象空き家)

第5条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）

は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 岡崎市内に存する空き家を活用するものであること。

(2) 改修する空き家が次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 建築物の着工日が昭和56年6月1日以降のものであること。

イ 建築物の着工日が昭和56年5月31日以前のものである場合、空き家の活用を開始するまでに建築物の耐震性及びその安全性が確保できること。

(3) 改修する空き家が次に掲げる区域内の場合は、当該区域において主管課が管轄する事業により、補助対象空き家を除却することが決定していないこと。

ア 土地区画整理事業区域

イ 都市計画施設区域

(4) 当該空き家及びその敷地において、次に掲げるすべてに該当すること。

ア 過去に本補助金の交付を受けていないこと。

イ 次条に規定する補助事業に関して、国その他地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助の対象事業)

第6条 補助事業は、前条に規定する補助対象空き家で、地域コミュニティ維持・

再生等を図るために補助対象者が実施する工事（以下「改修工事」という。）

を行い、次の各号に掲げるいずれかの用途に活用する事業とする。ただし、補助金の交付を受けた日に属する年度の3月31日から起算し10年以上、その当該用途に活用する場合に限る。

(1) 地域コミュニティ維持・再生又は子育て世帯の環境整備の用途

- ア 宿泊施設
- イ 交流施設
- ウ 体験学習施設
- エ 創作活動施設
- オ 文化施設
- カ 子育て支援施設

(2) 地域活性に向けた移住・定住促進の用途

中山間地域における移住・定住をするための（賃貸）住宅

(3) 前各項に掲げるもののほか、市長が認めるもの

（補助対象経費及び補助金の額）

第7条 補助の対象となる経費は、補助対象者が支払った改修工事に要した移転、増築、改築等に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度として予算の範囲内において交付する。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の事前相談書）

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、空き家改修事業費補助金事前相談書（様式第1号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事前相談書は、次条に規定する補助金交付申請する日より前までに提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、空き家改修事業費補助金交付申請書（様式第2号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、改修工事に着手しようとする日の10開庁日前の日又は改修工事を行う年度の12月28日のいずれか早い日（土日祝日の場合は、直前の開庁日）までに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、当該補助対象空き家の現地調査を行った上で、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、空き家改修事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付について、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 補助対象者は、第1項の規定による決定を受ける前に改修工事の着手、改修工事に要する材料の購入及び改修工事の請負契約等を締結してはならない。

(補助金の変更交付申請等)

第11条 前条に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、第9条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、空き家改修事業費補助金変更交付申請書兼変更届(様式第4号)に同条の規定に基づき提出した書類のうち、変更のあった書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の変更交付を決定し、空き家改修事業費補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の変更交付について、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(補助事業の廃止又は中止)

第13条 交付決定者は、当該補助事業を廃止し、又は中止したときは、空き家改修事業費補助金補助事業廃止届(様式第6号)により、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(完了実績報告)

第14条 交付決定者は、当該改修工事が完了したときは、当該改修工事が完了した日から30日を経過する日又は第10条第1項の規定による交付決定を受けた日の属する年度の2月15日のいずれか早い日(土日祝日の場合は直前の開庁

日)までに、空き家改修事業費補助金改修工事完了実績報告書(様式第7号)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、空き家改修事業費補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

2 前項の審査を行う場合において、必要があると認めるときは、当該改修工事完了後の空き家及びその敷地を検査することができる。

(補助金の請求及び交付)

第16条 前条に規定する確定を受けた交付決定者(以下「額確定者」という。)は、当該確定を受けた日から30日を経過する日又は当該確定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日(土日祝日の場合は直前の開庁日)までに空き家改修事業費補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、額確定者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、交付決定者又は額確定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還するよう命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により、当該決定又は確定を受けたとき。

(2) 当該決定若しくはこれに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 第4条各号に掲げる補助対象者の要件のいずれかを満たさなくなったとき。

(4) 第14条に規定する期日までに当該報告を行わなかったとき。

(5) 改修工事の完了日に属する年度の3月31日までに当該空き家を第6条の用途に活用を開始を行わないとき。

(6) 補助金の交付を受けた日に属する年度の3月31日から起算して10年の活用を経過する日までに、当該空き家を第6条の用途に活用を行わなくなった、又は1年以上活用の目途が立たないとき。

(7) 前6号に掲げるもののほか、市長が不相当であると認める事由が生じたとき。

2 市長は、第13条の規定による届出を受けたときは、当該決定を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の規定により当該交付決定の全部又は一部を取り消すときは、空き家改修事業費補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により交付決定者又は額確定者に通知しなければならない。

4 市は、第1項又は第2項の規定により取消し又は返還の命令を行った場合に生じた損害について、一切の賠償の責めを負わないものとする。

(補助事業の報告)

第18条 補助事業を実施するものは、毎年度の補助事業の実績を翌年度の4月30日(土日祝日の場合は直前の開庁日)までに空き家改修事業費補助金補助事業実施報告書(様式第11号)により市長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、補助金の交付を受けた日に属する年度の3月31日から起算して10年の活用を経過する日に属する年度の実績まで行うものとする。

(検査等)

第19条 市長は、交付決定者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(財産の処分の制限)

第20条 補助金の交付を受けた額確定者は、改修工事により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付を受けた日に属する年度の3月31日から起算して10年の活用を経過する日までに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(関係法令の遵守等)

第21条 交付決定者は、補助事業を実施するに当たり、関係法令等を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても適用する。

(書類の保管)

第22条 補助金の交付を受けた額確定者は、補助金の関係書類を整理し、補助金

の交付を受けた日に属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。